

令和4年度

久喜市下水道事業会計決算審査意見書

久喜市監査委員



久監査第 89 号

令和 5 年 8 月 3 日

久喜市長 梅 田 修 一 様

久喜市監査委員 菊 地 雅 之

久喜市監査委員 岡 崎 克 巳

### 決 算 審 査 意 見 の 提 出 に つ い て

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された令和 4 年度久喜市下水道事業会計決算を審査したので、次のとおりその意見を提出する。

# 目 次

## 第1 審査の概要

1 準 拠 基 準 .....	1
2 審 査 の 対 象 .....	1
3 審 査 の 着 眼 点 .....	1
4 審査の主な実施内容 .....	1
5 審 査 の 期 間 .....	1
6 審 査 の 結 果 .....	1

## 第2 経 営 分 析

1 経営成績の概況 .....	2
(1) 施設の利用状況について .....	3
(2) 人件費と労働生産性について .....	4
(3) 一般会計からの繰入金について .....	5
(4) 支払利息について .....	5
2 財政状態について .....	5
3 建設改良事業について .....	7
4 む す び .....	8

## 別 表

1 事業規模の推移及び概要 .....	9
2 比較損益計算書 .....	10
3 比較貸借対照表 .....	12
4 報告セグメントごとの営業収益等（年度比較） .....	14
5 比較キャッシュ・フロー計算書 .....	16

## 凡 例

- 1 数値の単位未満の端数は、原則として四捨五入した。
- 2 合計額の差異は、端数整理によるものである。
- 3 比率（％）は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、構成比率（％）は、合計が100.0とならない場合がある。
- 4 符号等の用法は、次のとおりである。
  - 「0.0」…………… 該当数値はあるが単位未満のもの
  - 「－」…………… 該当数値なし
  - 「△」…………… マイナス
- 5 農業集落排水事業については、令和3年4月1日から地方公営企業法の一部（財務規定等）が適用されている。そのため、前年度との対比ができない項目がある。

県内類似団体平均値……………「令和3年度地方公営企業決算状況調査」から、各事業の処理区域内人口等を基に県内の以下の5団体を選定し、算出した平均値

- ・公共下水道事業……………飯能市、加須市、狭山市、鴻巣市、日高市
- ・農業集落排水事業……………本庄市、深谷市、蓮田市、日高市、白岡市